

第22回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年3月20日(水) 午後3時50分から午後4時35分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (6) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- (7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

第22回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年3月20日(水) 午後3時50分から午後4時35分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (5) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (6) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- (7) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

- 八木澤会長 本日は、ご苦労さまです。
本総会の出席委員は15名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。それでは、ただいまから第22回矢板市農業委員会総会を開催いたします。
- 議長
(八木澤会長) これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。
会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)
- 議長 ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。それでは、1番渡邊好雄委員、14番渡邊浩正委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)
- 議長 異議なしと認め、1番渡邊好雄委員、14番渡邊浩正委員を議事録署名委員とします。
それでは、議案第1号は取り下げとなりましたので、付議事件(2) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。
- 議長 では、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案書により説明)
- 議長 事務局の説明が終わりました。
次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第1班、班長9番 平久井委員にお願いします。
- 9番平久井委員 本日、午前10時から、委員4名、事務局2名の計6名で、農地法3条1件、5条4件、非農地証明1件、農振除外2件の計8件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしくお願いたします。
- 議長 現地調査の総括的な報告が終わりました。
次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いいたします。

2番鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現在も譲受人が耕作しています。経営規模拡大ということで、なんら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第2号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る処分決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第3号について質疑意見等求めます。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(4) 議案第4号から第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いいたします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

既存の施設の用途変更ということで何ら問題なく見て参りましたので慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第5号の現地調査の詳細な報告を、7番山口委員にお願いいたします。

7番山口委員

7番山口です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議受人が娘婿ということで何ら問題ないと見て参りました。
慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員をお願いします。

2番鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

去年の7月に農振除外として案件に出てきました。一般住宅ということで何ら問題ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、5番石塚委員をお願いします。

5番石塚委員

5番石塚です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

何ヶ月前に一般住宅で農転がかかった場所の北側の残地です。
この周辺は宅地化が進んでいる場所をやむを得ないと見て参りました。
皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長

続いて、付議事件（5） 議案第8号非農地証明願いに係る処分決定
について議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局長

（ 議案書により説明 ）

議 長

事務局の説明が終わりました。
次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員をお願い
いたします。

2番鈴木委員

2番鈴木です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

先ほど議案に出た場所です。35年以上納屋が建っているということで
非農地証明はやむを得ないと見て参りました。
慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。
それでは議案第8号について、質疑意見等を求めます。

（ 異議なしの声あり ）

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続いて、付議事件（6）議案第9号から第10号農業振興地域整備計画

の変更に係る意見決定について議題に供します。

議 長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いいたします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の7ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

宅地進入路ということです。脇の道路が昔の農道で1.2メートルの道路だったので広くするという事で何ら問題ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第10号の現地調査の詳細な報告を、9番平久井委員にお願いいたします。

9番平久井委員

9番平久井です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

塩矢浄化槽の事務所をもってくるということでやむを得ないと見て参りました。申請地だけ農地が残っていたということです。皆様の慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは、議案第9号から第10号について、質疑・意見等を求めます。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(7)議案第11号から第18号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により事務局説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第11号から第18号について、質疑・意見等を求めます。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。
その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

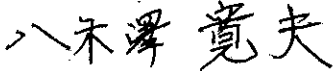
事務局

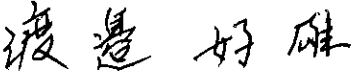
- ・種子法について
- ・一時転用の届出について

議長

ただいまの事務局の説明について質問があれば挙手願います。
無ければ以上持ちまして、第22回農業委員会総会を閉会いたします。
皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長 

議事録署名委員 

議事録署名委員 